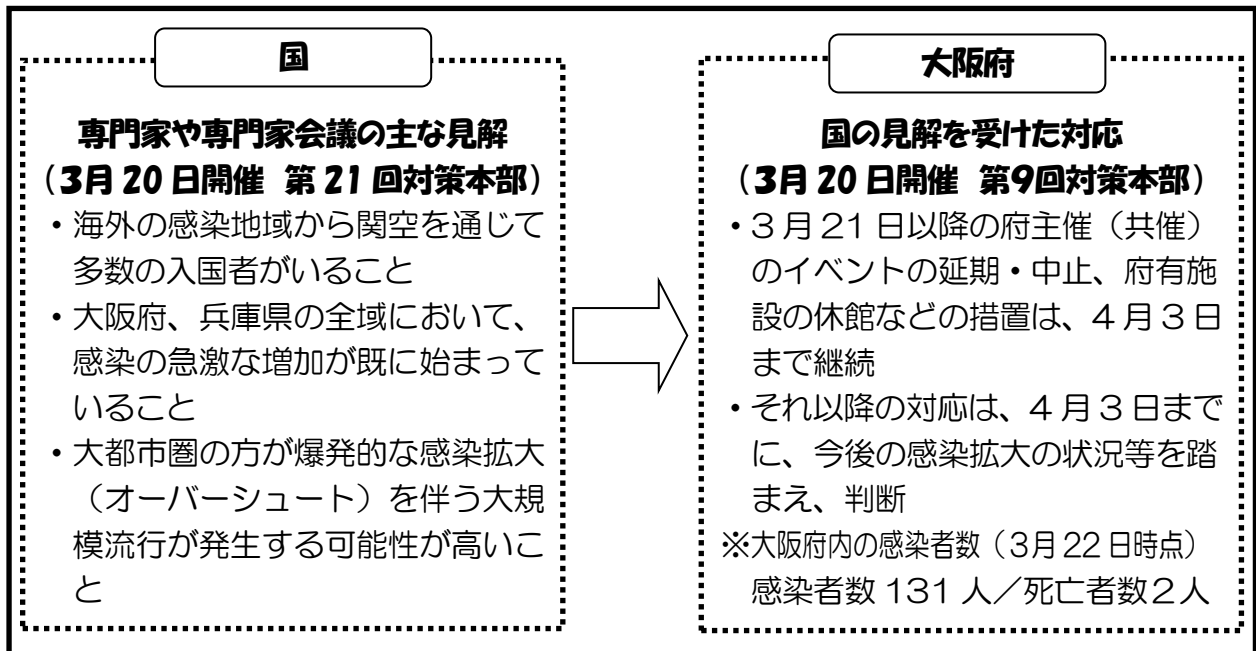


新型コロナウイルス対策における 本村の当面の対応(4月7日まで)について

新型コロナウイルス対策における本村の今後の対応について、国や大阪府の要請を踏まえ、現在、「臨時休業している小中学校」、「中止又は延期として休館している村内公共施設やイベントなど（自粛要請を含む。）」については、当面の間（4月7日まで）、次のとおりとしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、4月8日以降の対応については、今後の国や大阪府の動きを踏まえ、改めて本村として対応を決定し、村民の皆さんにお知らせします。

1. 国の見解および大阪府の対応



2. 本村の対応

(1) 村内小中学校の臨時休業及び春季休業等について

- 村立小中学校について、4月7日まで臨時休業（臨時登校日を除く）。なお、3月25日から4月7日まで通常の春季休業。原則、臨時登校日を除き休業期間は、教育活動等を行わない。
- 保育ニーズ対応について、3月25日から4月7日までの通常の春季休業期間中は、実施しない。
- 学童保育対応について、臨時休業中の3月24日まで受入れし、3月25日から4月7日までの春季休業期間中は、通常の学童保育対応とする。
- 4月6日の入学式について、縮小開催し、「3つの原則と留意点（※）」を励行。

(2) 村内公共施設の休館について

- 村内公共施設の休館について、学校施設と同様、4月7日まで休館。
- ただし、現在休館している施設のうち、農産物直売所及び道の駅売店については、経済活動への影響及び換気の悪い密閉空間ではないこと（屋外施設）から、「3つの原則及び留意点（※）」が整い次第、3月28日以降順次再開。ただし、「3つの原則及び留意点（※）」を満たすことができない場合は休館とし、村内で感染者が発生した場合は、施設開閉について施設運営者と協議し決定。

(3) 村内イベント等について

- 「村主催（共催含む）イベントなどの中止又は延期」や「各種団体主催イベントなどへの自粛要請」について、国及び大阪府の動きを踏まえ、「3月31日まで」を「4月7日まで」に延長。

(4) 職員及び来庁者への感染予防対策について

- 職員のマスク着用
- 施設内の器具などの消毒の徹底、適度な換気
- アルコール消毒液の窓口配置
- 咳エチケットや手洗いなど感染予防チラシの窓口配布
- 職員の健康管理の徹底 など

（※）今後、施設やイベントなどの再開にあたっては、次の「クラスター発生リスクを下げるための3つの原則」および「再開にあたっての留意点」を留意し下記のとおり対応することとします。

<クラスター発生リスクを下げるための3つの原則>

- ①換気を励行する（2方向の窓を同時に開ける等）
- ②人の密度を下げる（会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2m程度あけるなど）
- ③近距離での会話や発声、高唱を避ける（やむを得ず近距離での会話が必要な場合マスク着用など）

<再開にあたっての留意点>

- ・咳エチケット・手洗いなど感染予防策の周知・徹底
- ・参加者が共通に触れる器具、設備等の消毒の徹底（食事を提供する場合もトングの共用を避けるなど感染防止の徹底）
- ・アルコール消毒液の配置
- ・スタッフの健康管理の徹底
- ・発熱等の症状がある人に参加・来場を控えるよう要請（会場等での掲示での徹底など）
- ・相互接触（握手、肩を組む等）を回避
- ・参加者を予め把握（参加者（入館者）を特定できるか検討する）

【問い合わせ】

千早赤阪村健康福祉課（健康に関すること）

// 教育課（学校に関すること）

// 総務課（新型コロナウイルス対策本部に関すること）